

## 企 画 部 関 係

平成 24 年度の車券売上高は、6,091 億 2,525 万 5,300 円であり、前年度対比では、平成 23 年度が東日本大震災の影響に伴う開催中止を受けて総開催日数は 2,492 日、一方、平成 24 年度は観音寺競輪場の撤退（37 日）、取手競輪場の一部開催休止（27 日）及び特別競輪開催数の減少があったことから、車券売上高の単純比較は難しいが、対前年度比 97.8%となり、依然として競輪界の厳しい現況を映し出す結果となった。

一方で、平成 24 年度からの J K A 交付金率の引下げと開催枠組みの見直し等による施行者収支の改善が顕著に期待される中で、引き続き、平成 24 年 7 月以降における開催枠組みの見直し、自転車競技会委託費の抑制、払戻率の下限引下げに係る検討の着手等、開催コスト縮減に向けた施策について、競輪制度委員会を中心に検討を重ねた。

また、ミッドナイト競輪の売上振興策、平成 24 年 7 月からのガールズケイリンにおける諸制度の整備及びお客様への効果的なアプローチ策の展開等について、施行者及び関係機関等との検討を行った。

○ 平成 24 年度の開催枠組みについては、競輪最高会議で決定された開催枠組みをもとに登録選手数の推移を勘案しながら検討が進められてきたが、東日本大震災の影響に伴う一部の開催休止により開催節数が当初予定を大きく下回ったため、関係団体による協議の結果、平成 24 年 7 月から F I S 級戦 1 レースを削減すること、また、平成 25 年 4 月から F II 開催の A 級 1・2 班戦 1 レースを削減することとなった。

○ 平成 25 年度以降の開催枠組みについては、レース数及び車立て数の削減に代えて、より効果的に収支改善が見込まれる節数の削減を関係団体に要望していくことが、平成 24 年度第 3 回競輪制度委員会（H25. 2. 4）において確認された。

これを本会から各関係団体に提案を行い、運営調整部会で協議が行われている。

○ 平成 24 年 4 月 1 日から改正自転車競技法が施行され、同法第 12 条の払戻率の下限が 75%から 70%に引き下げられた。この状況を受け、本会に対し、近畿、中国、四国地区の施行者から払戻率の早期引き下げに係る検討の要望が出され、本会では、競輪制度委員会及び車券の払戻率に関する施行者全体

会議を開催し、この課題について協議を行った。

同会議では、「車券の払戻率の引き下げを早急に実施したい」「車券の払戻率を引き下げる前にやるべき経営改善事項がある」等の施行者意見が出され、この問題については、引き続き、各地区1～2名の代表によるプロジェクトチーム（経営改善検討プロジェクト会議）を設置し、払戻率の議論を含めた競輪の経営改善全般について、協議を行うこととなった。

経営改善検討プロジェクト会議での協議に際し、関東、南関東地区から、本会对し、経営改善検討プロジェクト会議での協議方法について、払戻率変更の検討と併せ、経営改善全般の議論を行うことが要望された。

経営改善検討プロジェクト会議は、平成24年8月9日の第1回目を皮切りに計4回開催され、払戻率の実施の可否については、経営改善に資する施策の協議と並行して継続検討するものの、システム改修は平成26年4月から払戻率の変更が可能となるよう先行して準備を進めることになった。

- 自転車競技会委託費について、施行者収支の均衡を図る開催コスト削減の観点から、日自競に対し、4コア業務に係る委託費の減額を文書にて要望を行い、複数回に亘る協議を行った結果、以下のとおり、委託費の減額について合意した。

＜委託費減額に係る日自競との合意内容＞

経済産業省通達「競輪競技に関する事務の委託契約の取扱いについて」（平成20年3月27日付け平成20・3・26製局第1号）の別表により算出された額から以下のとおり減額

- ◇ 通常開催 …… 2%減
- ◇ ミッドナイト競輪（枠外開催） …… 20%減

- 新規顧客獲得及び売上向上策として展開するガールズケイリン及びミッドナイト競輪について、多くのお客様を誘引する魅力ある競走としていく上での具体的な実施方法等に関し、施行者意見を踏まえた中で運営調整部会を中心に各関係団体と検討を行った。

- JKA交付金率の引下げ、赤字還付制度等、自転車競技法の一部を改正する法律が施行（平成24年4月1日）されたことに伴い、これらの制度改正により施行者の収益改善が期待できる。

一方で、地方公共団体金融機構に対する公営競技納付金については、従来どおりの算定方法をとった場合、納付額の増額につながってしまうことから、総務省地方債課に対し、法改正の効果による収益改善分は機構納付金算定に影響

しないよう省令改正する要望を行い、本会の要望に沿う形で総務省令の改正が行われた。

- 全国競輪主催地議会議長会、全国競輪都市協議会、小規模競輪場施行者連絡協議会における各要望活動や経営改善等に関する検討について、連絡を密にして対応、協力するなどの活動支援を行った。
- 競輪事業に関する重要審議事項の検討迅速化を目的に、競輪最高会議のもとに、新たに競輪最高会議懇談会が設置された。  
同懇談会は、関係4団体の会長、理事長及び経済産業省車両室長により構成され、今後、重要審議事項に係る課題解決に向けた大枠等についての方針を決定し、成長戦略部会等の各部会における詳細な検討を経て、競輪最高会議において最終決定を行うこととなっている。
- 開催運営に関する諸事項として、東日本大震災の影響に伴う計画停電時の開催対応、開催枠組みの変更に伴う賞金表の改訂、選手のスタート牽制防止策の構築、選手賞金に係る復興特別所得税の徴収等について、施行者と緊密な連携を図りながら、関係団体と協議のうえ、対応を図った。
- 競輪及び他公営競技の売上高と入場者数、開催収支関係、競輪場・専用場外及び臨時場外車券売場の入場料・借上料等の各種調査を実施し、施行者に対する情報提供を行った。

## 顧客拡大・広報部 関係

平成 24 年度は新規顧客の拡大を最大の目的とし、広報宣伝事業を実施した。さらに、顧客拡大施策として、新たな取り組みを行った。

広報宣伝事業としては、顧客拡大委員会と競輪関係団体で構成する競輪広報機能強化連絡会で協議を重ね、開催告知 CM を中心に実施した。

特別競輪の広報宣伝事業は、特別競輪等開催施行者等広報宣伝会議において、平成 24 年度特別競輪の統一広報宣伝事業を決定し、開催施行者や J K A と連携し実施した。

新たな顧客拡大施策としては、全競輪場でペア合計 100 歳以上を対象にした「知的推理ゲーム大会」の実施と facebook 「いいね！ケイリン情報局」を開設・運営した。

また、特別競輪における記者対応の見直しについて、日刊紙競輪記者クラブ（関東日刊競輪記者会、中部競輪記者クラブ、関西サイクル記者クラブ、九州競輪記者クラブ）と専門紙（全日本競輪新聞協会連合会）と交渉を重ねた結果、「タクシーチケットの原則廃止」「記念品の大幅削減」について承諾を得た。さらに、この見直しに伴い記念競輪の記者対応も協力を頂くこととなった。

## 業 務 部 関 係

競輪事業の収益性向上と、お客様の満足度向上を目指すとともに、円滑で公正安全な開催運営を図るため、競輪場における開催日程の調整や、情報処理システムの安定稼働に取り組んだ。

平成24年度は、東日本大震災の影響により競輪場施設に甚大な被害を受けた取手競輪場の復旧工事が完了し、10月22日から開催を再開した。また、5月と11月に、競輪売上浮揚策としてモーニングケイリンを5場で試行実施した。

情報処理システムについては、平成23年度に次世代トータリゼータシステムを中心とする度重なるシステム障害発生に対処するため、システムの安全性について詳細な検証を重ね、安定的なシステム稼働を持続させる事に努めるとともに、次世代トータリゼータシステムの機能改善について、作業部会を設置して検討を重ねた。

映像集配信事業「BRONSE」については、システムの安定性を確保するよう監視機能を強化するとともに、(株)車両スポーツ映像と協議の上、平成25年度の回線利用料を減額し、施行者の経費負担軽減に努めた。

さらに、インターネット動画配信については、スマートフォンやタブレット端末向けにGⅢ以上の開催を対象とした実況中継をテスト配信するとともに、選手の並び掲載機能や映像リンク機能を搭載したスマートフォン対応のオフィシャルアプリを提供するなど、サービス向上に努めた。

平成24年4月から立川市が幹事施行者となって発売を開始した重勝式統一車券(Dokantō!)の発売については、本会が立川市から車券発売業務を受託し、車券発売に係る業務を行った。

Dokantō!は、当初の売上見込を大きく下回ることとなり、新規に開発した重勝式車券発売システムに係る経費負担が厳しくなったことから、平成25年度以降の売上向上策を検討するとともに、システム開発経費の残債を一括清算すること、及び施行者に配分される施行者収益は当分の間無配とすることについて、施行者の理解を求め、了承された。

また、安全で安心して楽しめる場環境の実現を図るため、各競輪場の自衛警備関係者の質的向上及び、諸会議を通じて情報交換等に努めるとともに、予測し難い地震災害等の発生に備えて、装備資機材の点検、整備及び想定訓練の実施等の諸施策を各場が実施するよう指示した。

これらの検討課題については、開催運営委員会、情報システム委員会を中心に協議・検討し、施行者及び関係団体等と調整を行った。

### 【業務課】

- 東日本大震災により中止となったGⅢ開催の代替として、松山競輪場で「がんばろう日本F I i n松山」を開催した。また、震災により競輪場施設に甚大な被害を受けた取手競輪場の復旧工事が完了し、10月22日から開催を再開した。
- 平成24年度からGⅠ・GⅡ開催の見直しにより、SSシリーズ風光る、東西王座戦、SSカップみのりが廃止され、共同通信社杯は春と秋の2開催であったが、秋の開催が廃止され、春の1開催となった。
- 売上浮揚策として、開催時間を前倒しした「モーニングケイリン」を試行実施することが決定し、5月4～6日に岸和田、11月1日から29日の期間に、豊橋、防府、高知、別府の5競輪場において実施した。
- JKAと全輪協で調整のうえ、平成25年度上半期ガールズケイリン開催日程案を作成し、運営調整部会において決定した

### 【情報施設課】

- 次世代トータリゼータシステム(TZS)の運用上の課題を改めて整理し、各拠点での業務効率向上を図ることを目的として、本会、施行者、VICで構成する「機能改善検討作業部会」を設置し、同部会で検討された機能改善方針を取りまとめ情報システム委員会及び理事会にて報告を行った。
- 映像集配信ネットワーク(BRONSE)のシステム安定稼働を図るため、運用・保守における監視を徹底するとともに、(株)車両スポーツ映像と協議を行い、平成25年度の施行者が負担する回線利用料を減額し、施行者の経費負担軽減を図った。  
また、インターネット動画配信については、スマートフォンやタブレット端末への映像配信サービスとして、GⅢ以上の開催を対象に民間映像配信サイト「USTREAM」によるテスト配信を実施するとともに、スマートフォン用オフィシャルアプリにてレースダイジェスト映像の提供サービスを行った。
- 競輪WEBサービスの一環として、スマートフォン向けに選手の並び情報機能や映像リンク機能を搭載したオフィシャルアプリを提供し、お客様へのサービス向上に努めた。
- 平成23年12月7日に発生したST1障害における各場の損害賠償について、VICと交渉を重ね、各場の経済的な損害は開発メーカー及び保険会社が補償し、信用損害についてはVICが補償することが決定し、各場に対し補償額が支払われた。
- 平成24年度は「サテライト名古屋」(4月)、「サテライト観音寺」(4月)、

「サテライト中洲」（8月）、「サテライト徳島」（平成25年1月）の4箇所のサテライトがオープンした。一方で、「サテライト旭川」が平成24年11月30日で閉鎖となった。

- 包括民間委託については、契約更新した競輪場について調査を行い、その結果を「包括委託実施競輪場の概要」として取りまとめた。

また、千葉市、高知市、北九州市が包括委託業者選定委員会を設置したことに伴い、本会が各業者選定委員会の委員を努めた。

- 走路関係については施行者からの問い合わせに対応するほか、ウォークトップの塗り替えを実施した競輪場からの走行テスト立会要請に対応した。
- 各競輪場及び専用場外車券売場の施設状況を調査し、CD-ROMに取りまとめ、施行者、関係団体に配布した。

#### 【サイクルテレホン事務センター管理室】

- 会員募集（定期、通年）を実施するとともに、募集をより効果的に行うため、ホームページ、KEIRIN.JPでの告知やスポーツ紙への告知広告を展開した。
- 電話、メールによる各種の問い合わせに迅速、的確に対応するとともに、会員の個人情報の管理にあたっては、セキュリティーの確保など厳格な管理を行った。
- 会員への情報提供として、「ウイニングラン」の発行、「FAXBOXサービス」による全国の開催案内、場別出走表などの情報提供を行った。
- 長期無投票会員に対する車券購入促進キャンペーンを実施、長期無投票会員の購入促進を図った。
- 重勝式統一車券（Dokantō!）の売上向上を図るため、スポーツ紙やインターネット広告を中心として宣伝活動を行った。
- CTC業務を委託している（株）産経メディックスとの契約が平成24年度で満了となることから、「電話投票業務委託審査委員会」を設置してプロポーザル方式による指名競争入札を行い、新たな委託業者の選定を行った。その結果、平成25年度からの3年間にわたるCTCの業務を（株）弘報館に委託することが決定した。

#### 【重勝式統一発売管理室】

- 平成24年4月から、立川市を幹事施行者として重勝式統一車券（Dokantō!）の発売が開始され、本会が車券発売に係る業務を受託することとなったことから、同発売に係る業務を担当する部門として平成24年4月に「重勝式統一発売管理室」を設置した。
- 幹事施行者と本場施行者との協定書や各種契約締結業務、本場施行者・VIC・民間サイト（チャリロト・Kドリームス・オッズパーク）等との連絡

調整事務を行った。

- Dokantō! 発売に係る関係者間の情報交換及び連絡調整等を目的とした「重勝式統一発売に係る関係者会議」を設置した。
- Dokantō! の売上が当初の見込を大きく下回ることとなり、投票システムの開発経費について、残債を一括清算することが決定した。
- 各施行者に配分される収益金を当面の間無配とし、事業として得られる収益金はシステム開発基金として活用することが決定した。

#### 【保安課】

- 観客等が安全、安心の場環境を実現するための自衛警備体制の確立を図るため、各競輪場の自衛警備関係者の質的向上及び、各会議を通じて情報交換等に努めた。
- 平成 24 年 3 月末現在の 45 競輪場の自衛警備体制、警備資器材の整備状況及び暴力団・ノミ屋等追放対策の推進状況等の実態調査を行った。調査結果は「自衛警備体制等の実態（平成 23 年度版）」と題した冊子に取りまとめ、施行者及び関係機関等に配布した。
- 暴力団等認定の補完資料として、暴力団・ノミ屋等の関係事件等が掲載された新聞記事をデータベース（CD）化し、報道集を作成した。
- 全国の公営競技場等から暴力団・ノミ屋等を排除するための啓発活動の一環として、ノミ行為防止ポスター及び暴力団等入場禁止ポスター 2,500 枚を作成し、関係機関、競技場等に配布した。



## 総務部関係

平成24年度は、本会運営の円滑化と効率化を期するため、総会等の各種会議を開催し、施行者の意見を集約して事業計画に基づく諸事業の推進に努めた。

さらには、関連する諸問題解決のため関係団体との諸会議を開催したほか、全国公営競技施行者連絡協議会の事務局として、公営競技運営の情報交換・連携に努めた。

### 1 会員（施行者）の現況

平成25年3月31日現在の会員数は、46団体（地方自治体数59）である。

### 2 役員

平成24年度は、首長等の退任に伴う後任者の選任及び任期満了に伴う改選が行われ、平成24年6月29日開催の第1回通常総会及び平成25年3月5日開催の第2回通常総会において、次のとおり選任及び報告を行った。

#### ○ 第1回通常総会 （敬称略）

（理事）	鹿内 博	（新任、青森市長：北海道・東北地区）
（理事）	細江 茂光	（新任、岐阜市長：東海地区）
（理事）	山田 啓二	（新任、京都府知事：近畿地区）
（理事）	野志 克仁	（新任、松山市長：四国地区）
（監事）	田中 俊行	（新任、四日市市長：東海地区）
（評議員）	渡辺 敬夫	（新任、いわき市長：北海道・東北地区）
（評議員）	佐原 光一	（新任、豊橋市長：東海地区）
（評議員）	森 雅志	（新任、富山市長：東海地区）
（評議員）	大西 秀人	（新任、高松市長：四国地区）

#### ○ 第2回通常総会

（理事）	上田 清司	（再任、埼玉県知事：関東地区）
（評議員）	濱田 保徳	（新任、小松島市長：四国地区）

### 3 事務局執務体制

平成 24 年度は、推進部を顧客拡大・広報部へと名称変更し、広報機能強化を図るとともに、業務部においては、本年 4 月から立川市が幹事施行者となり、発売を開始した重勝式車券「Dokantō!」に係る発売業務を受託し、管理運営を行う重勝式統一発売管理室を設けることとし、4 部をもって組織し、職員の適正配置を図り、事業運営の円滑化に努めた。職員の配置状況は下表のとおりである。

事務局職員配置・異動状況表

区分 概要	事務局 局長	企画部	顧客拡大 ・ 広報部	業務部	総務部	合計
平成 24 年 4 月 1 日 現在	1	7	4	11	6	29
平成 25 年 3 月 31 日 現在	1	6	4	10	6	27

### 4 諸会議の開催

24 年度の事業計画推進に伴う、本会運営上の問題解決のため、総会（2 回）、理事会（8 回）、評議員会（3 回）をはじめ、各種委員会等を開催した。

その他競輪事業の円滑かつ効果的、効率的な運営に向け、関係団体の各種会議に出席し、施行者の要望の反映に努めた。

### 5 特別競輪等表彰関係

#### （1）特別競輪表彰関係

G P 及び G I レースでは、本会会長賞として優勝者に対し、記念品（メダル）及び賞状を授与し、その栄誉を称え、これを表彰した。

G II では、関係団体表彰として、優勝者に賞金を、ルーキーチャンピオンレースでは記念メダルを、関係団体（財）J K A、（財）日本自転車競技会）との共同負担でそれぞれ授与した。

G III レースにおいては、優勝者に対し、記念品（メダル）を授与した。

#### （2）F I（企画レース・冠レース）への表彰

F I レースにおいて、企画レースや元選手の名前を付した冠レースに対し、本会理事長賞を設け、優勝者に対し、記念品を授与した。

## 6 公益法人制度改革

平成 20 年 12 月 1 日より、公益法人改革関連 3 法が施行されたことで、本会は従来の公益法人から特例民法法人に移行しているが、同整備法に基づき、平成 25 年 11 月 30 日までに、新法人への円滑な移行申請手続きを行い、認可を受けることが求められている。

本会は、これまでは法律上の要件（社団法人という会員を対象とした共益活動が中心の法人）から、一般社団法人への移行を目指していたが、平成 24 年度第 2 回評議員会（平成 24 年 11 月 13 日開催）及び第 5 回理事会（平成 24 年 11 月 26 日開催）において、税制面での優遇措置、他関係団体の動向等を踏まえて協議した結果、公益社団法人への移行を選択することとなり、新法人に適合した定款案について、平成 24 年度第 2 回総会（平成 25 年 3 月 5 日開催）において機関決定した。

機関決定により、内閣府公益認定等委員会に提出する移行認定申請書の作成作業を行い、平成 25 年 7 月頃申請し、平成 26 年 4 月 1 日の新法人への移行を目指して準備を進めることとなった。

移行作業するに当たり、公益法人制度改革（定款、機関設計等）について、一定の整理、検討が進んだ段階で、内閣府公益認定等委員会事務局及び（公財）公益法人協会に相談を行い、本会の課題整理に反映させるように努めたほか、競輪関係団体と連絡調整を行い、各団体の移行準備状況を確認し、本会の移行に向けた検討作業の参考とした。

また、本会は、公益社団法人への移行後は、法人税法上は、収益事業課税方式（収益事業のみに課税）となるが、「収益事業であっても、公益社団法人が行う認定法第 2 条第 4 号で定める公益目的事業については、課税しないこととなっている」（法人法施行令第 5 条第 2 項）ため、本会が行う事業を精査し、法人税の課税の有無について、税理士等と検討した。

## 7 相互補償制度の廃止

相互補償制度は、施行者が一定の理由で開催不能となった場合の損害を会員相互の補償基金で補てんする制度として昭和 51 年に制定された。

制定時、任意団体であった本会が社団法人となり、施行者からの分担金により基金を積み立て、同補償事業を実施している。

補償の対象は、競輪選手のボイコット、従事員のストライキ、或いは、車両情報センターのシステム障害等により、競輪の開催又は場外売場等の全部

若しくは一部の発売が中止されたことにより被った損失等であるが、近年、ボイコット等の事案は発生していない。

また、車両情報センターのシステム障害への対応については、車両情報センターの損害賠償保険で対応することとなったため、現状では、競輪場を廃止した施行者に基金を返還するのみとなっており、分担金についても、平成13年度以降は徴収していない。

さらに、本会では、公益社団法人への移行を目指し、準備を進めている中で、移行認定の申請先である内閣府との打合せにおいて、新法人移行後は、既納の分担金その他の拠出金については、返還できなくなり、仮に移行後も同補償事業を継続した場合、従来行ってきた損失額の補てん、或いは、競輪場廃止に伴う返還は行えなくなることを指摘されたことを踏まえ、平成24年度第2回通常総会において、同制度の廃止について、お諮りしたところ、会員からの議決をいただいたところである。

なお、同制度の廃止には、定款変更手続きが伴うため、総会后、経済産業省及び総務省の両大臣に対し、定款変更申請を行い、認可がおりた日付をもって制度は廃止となる。